

指定疾患医療受給者証の有効期間の延長について

- 指定疾患医療受給者証の有効期間が令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に満了する方については**1年間自動で延長**されます。（延長に当たり、**臨床調査個人票等の提出は不要**です。）

（例）有効期限が令和2年3月31日の方の場合

⇒ 令和3年3月31日まで有効期限が延長されます。

- 現在お持ちの指定疾患医療受給者証は、**令和2年4月1日以降も引き続き御使用いただけます。**
- 医療機関を受診する際は、この通知を受給者証と併せて御提出ください。**
- 指定疾患医療受給者証に記載されている事項に変更が生じた場合には、随時保健所で手続きを受け付けています（郵送による手続きも可能です）。
- 変更手続きに必要な書類や今後の状況などは、[埼玉県 先天性血液](#) 県のホームページでお知らせしています。



問い合わせ先

埼玉県保健医療部疾病対策課 指定難病対策担当

電話 048-830-3562

FAX 048-830-4809

開庁時間 平日 午前8時30分から午後5時15分

埼玉県難病相談支援センター

《委託：一般社団法人 埼玉県障害難病団体協議会》

電話 048-831-8005（期間限定 令和2年9月末まで）

電話 048-834-6674

開所時間 平日 午前10時から午後4時

- ※ 保健所における新型コロナウイルス相談体制強化のため、本件についての問い合わせは、疾病対策課指定難病対策担当または埼玉県難病相談支援センターまでお願いします。



埼玉県のマスコット
コ/トシ